（仮称）東通村陸上風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告について

令和８年４月１０日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第４６条の８第１項の規定に基づき、（仮称）東通村陸上風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社レノバに対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第３項の規定に基づき、青森県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

１．計画概要

住　　　所：青森県下北郡東通村
原動力の種類：風力（陸上）
出　　　力：最大２８０，０００ｋW程度

２．これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計画段階環境配慮書受理	令和　６年　４月３０日
環境大臣意見受理	令和　６年　７月１６日
経済産業大臣意見	令和　６年　７月１９日

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	令和　７年１０月２０日
住民意見の概要等受理	令和　７年１２月１７日
秋田県知事意見受理	令和　８年　３月２３日
経済産業大臣勧告発出	令和　８年　４月１０日

問合せ先：電力安全課　小西、植田
電話：０３－３５０１－１５１１（内線：４９２１）

（別紙）

（仮称）東通村陸上風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

１．本事業計画では、風力発電機の機種、配置のほか、工事の規模等に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

２．対象事業実施区域の周辺には既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な影響が懸念される。

このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

３．対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在していることから、騒音及び風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

４．水質の調査にあたっては、土地改変に伴う濁水や土砂の流出等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえ、適切な調査地点を設定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

５．動植物調査の踏査ルート及び調査地点については、土地改変や樹木伐採の可能性がある場所も踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺の生息・生育状況を網羅的に把握できるように適切に設定すること。

６．景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。